



# 埼玉県報

号外第 13 号  
平成 29 年(2017 年)  
6 月 21 日  
水曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示（薬務課）

# 告 示

## 埼玉県告示第七百三十号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 知事指定薬物

イ ニー（メチルアミノ）ーニーフエニルシクロヘキサンーオン（通称名D  
e s c h l o r o k e t a m i n e、D X E、D C K）及びその塩類  
ロ ー（四クロロフェニル）ーNーメチルプロパンーニアミン（通称名四  
ーC M A、p ーC M A）及びその塩類  
ハ ー（四シアノブチル）ーNー（ニーフエニルプロパンーニイル）ー  
Hーインダゾールー三ーカルボキサミド（通称名C U M Y Lー四C NーB I N  
A C A）及びその塩類

### 二 効力発生の日

平成二十九年六月二十二日